

「臨時福祉給付金」に関するお知らせ

■問い合わせ ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内） ☎893-3818 ☎893-3810

臨時福祉給付金について、9月1日（火）から申請受付を開始します。
給付金を受け取るには、申請手続きが必要です。

1. 給付の目的

消費税率引き上げの影響などを踏まえ、所得の低い方に対して、臨時的な措置として実施します。

2. 支給要件及び支給額

【支給対象者】 平成27年度分の市町村民税(均等割)が課税されていない方が対象です。

※支給対象者は基準日（平成27年1月1日）にいの町に住民票がある方です。

※ただし、次の①②のいずれかに該当する方は、対象となりません。

①平成27年度分の市町村民税（均等割）が課税されている方の扶養親族など

②生活保護制度における被保護者など

【支給額】 対象者1人につき6,000円（1回限り）

3. 給付金申請書の発送について

支給対象となる可能性がある方には、9月上旬に申請書などを郵送する予定です。

（※申請書が届いても審査の結果、給付金の対象とならない場合があります。）

4. 支給申請の手続きについて

送付された申請書に必要な事項を記入・押印の上、必要書類を添付して申請してください。

記入方法や必要書類については、申請書に同封します記入要領などを参考にしてください。

申請内容を審査後、支給対象となった方には「支給決定通知書」を、支給の対象とならなかった方には「不支給決定通知書」を送付します。

給付金の支給は10月から順次行います。

5. 申請方法

【郵送申請】

申請書に同封する返信用封筒で申請書・必要書類などを郵送してください。

【窓口申請】

- ・ほけん福祉課（すこやかセンター伊野内）
- ・本庁 給付金受付窓口（2階）
- ・吾北総合支所 住民福祉課
- ・本川総合支所 住民福祉課

※9月の窓口申請は大変混み合うことが想定されます。

なるべく、郵送申請にご協力ください。

6. 申請期間及び受付時間

申請期間：平成27年9月1日（火）
～平成28年1月29日（金）

受付時間：平日8：30～17：15

※ただし、ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)のみ、9月12日（土）、13日（日）は8：30～17：15まで受け付けます。

※申請期間外の申請は、原則受け付けることができませんのでご注意ください。

※郵送申請の場合は、平成28年1月29日（金）の消印まで有効とします。

7. ご注意

- ・申請期間などは、各市町村により異なります。いの町以外が申請先になる場合は、事前にその市町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認をお願いします。
- ・平成27年度は、「子育て世帯臨時特例給付金」と「臨時福祉給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。
- ・「子育て世帯臨時特例給付金」の申請期限は、11月30日（月）です。

支給対象となる可能性のある方でまだ申請されていない方は、申請期限までに上記窓口まで提出をお願いします。申請書が届いていない場合や、ご不明な点がございましたら、問い合わせ先までご連絡ください。